

分担研究報告書

医療通訳認定制度の研究

研究分担者 押味貴之 国際医療福祉大学医学部（准教授）

研究要旨

本研究の目的は、現存する3つの医療通訳資格試験を検証し、それらが医療通訳認証試験として機能すべく、「医療通訳認証試験の認定ガイドライン案」を策定することである。

日本国内の医療通訳資格試験（「医療通訳技能認定試験」、「一般通訳検定：上級（医療）」、「医療通訳技能認定試験」）に対して利益相反と試験の妥当性、信頼性に関して聞き取り調査を実施した。そこから得られた日本での医療通訳資格試験の現状を加味し、実行可能性が高い医療通訳認証試験を実現するために「医療通訳認証試験の認定ガイドライン案」を提案する。

A. 研究目的

「医療通訳の認証制度の研究」¹では、医療通訳認証に関して下記の7つの論点を導いた。

医療通訳認証のために利益相反のない第三者機関を設立すること

医療通訳認証の目的を必要最低限の知識と技術を有する医療通訳者の証明とすること

医療通訳トレーニングの受講を認証において必須の条件とすること

高い語学力を医療通訳認証に必要な条件とすること

医療通訳認証制度の透明性を確保すること

医療通訳認証試験の妥当性と信頼性を確保すること

通訳者の数が少ない言語に対応する認証制度の設立も考慮すること

さらに「医療通訳認定試験の研究」²では米国におけるNational Commission for Certifying Agencies (NCCA)³が設定している下記の12の評価項目を紹介した。

認証の目的や必要性が明確であること

認証対象者の自発性に基づいた認証であること

認証者と教育者に利益の相反がないこと

認証が経済的に実行可能なものであること

認証制度に十分な人材が揃っていること
認証の情報を対象者に明示すること

不測の事態に対応できること

適切に認証を付与すること

認証に関する情報を適切に保存すること

認証団体は関連する情報の守秘義務を守ること

認証段階で利益の相反がないこと

認証に関する情報漏洩がないこと

このうち認証試験の妥当性と信頼性の確保に関して、特に下記の5項目に注目した。

認証者と教育者に利益の相反がないこと

認証制度に十分な人材が揃っていること

認証の情報を対象者に明示すること

認証に関する情報を適切に保存すること

認証段階で利益の相反がないこと

ここから、日本において医療通訳認証試験を導入する際には、**経験のある医療通訳者が数多く試験の開発に加わって試験の妥当性を高めることに加え、試験開発の専門家を招いて試験の信頼性を高めることが求められる。**また認証試験の妥当性と信頼性の検証は、**試験と利益相反のない第三者機関が実施することが望ましい。**

日本では3つの団体が医療通訳資格試験を実施しているが、それらの試験が医療通訳認証試験として上記の条件を満たしているのかを検証する必要がある。

本研究の目的は、現存する3つの医療通訳資格試験が上記の条件を満たしているのかを検証し、それらが医療通訳認証試験として機能すべく、「医療通訳認証試験の認定ガイドライン案」を策定することである。

B. 研究方法

平成30年8月時点で日本国内にて医療通訳資格試験を実施している3団体(日本医療教育財団、一般社団法人通訳品質評議会、日本医療通訳協会)から、それぞれの団体が実施している3つの試験(「医療通訳技能認定試験」、「一般通訳検定:上級(医療)」、「医療通訳技能認定試験」)に関して、下記の11の項目に沿って聞き取り調査を平成30年8月23日に実施した。

1. 試験の目的について(必要最低限もしくは高度な技能か)
2. 試験との利益相反について
3. 試験開発者について
4. 受験資格について(語学能力の基準)
5. 試験内容について(「医療通訳カリキュラム基準」⁴との関連)
6. 試験方法について
7. 受験生への情報公開について
8. 採点基準について
9. 試験実施者と採点者について
10. 合格基準について
11. その他今後の認証試験について

C. 研究結果

a. 【聞き取り調査対象団体】日本医療教育財団

【試験名】医療通訳技能認定試験

1. 試験の目的について(必要最低限もしくは高度な技能か)

医療現場という患者の生命に関与する場面において、一定の基準を満たしている医療通訳者の質の担保を行うための認定試験である。

「専門」レベルにおいては医療機関等において専門的な要素を含んだ医療通訳業務に従事できること、「基礎」レベルにおいてはボランティア等で基礎的な内容の医療通訳業務に従事できることを目的としている。「医療通訳育成カリキュラム基準」に基づいて医療通訳者に必要な知識と技能を適正に評価し認定する試験としている。

2. 試験との利益相反について

利益相反なし。

3. 試験開発者について

資格試験作成の経験が豊富な専門家を招いて「認定委員会」を設置し、認定を統括している。試験作成は外部の専門団体を招いた「作成部会」で行っている。「作成部会」には試験開発の専門家は入っていないが、資格試験作成の経験が豊富な人材を配置している。

4. 受験資格について(語学能力の基準)

「医療通訳専門技能認定試験受験資格に関する教育訓練ガイドライン」を制定し、その中で受験者が「医療通訳育成カリキュラム基準」で設定されている語学能力を有していることを前提としている。

受験資格に語学能力の基準を明記しない理由としては「受験資格と認定試験で語学能力を担保できるから」と「語学能力を証明する試験の受験を認定試験の受験資格とすることによって、語学能力を証明する試験を受けていない医療通訳実務者の認定試験の受験が困難になるから」が挙げられる。

5. 試験内容について(「医療通訳育成カリキュラム基準」との関連)

「医療通訳育成カリキュラム基準」に基づいて「医療通訳専門技能認定試験受験資格に関する教育訓練ガイドライン」を制定している。これに基づいて「試験の出題範囲とその細目」を設定して、受験者に公表している。

6. 試験方法について

1次試験

- 筆記試験: 四者択一式・選択式 / 60分
- リスニング試験: 選択式・記述式 / 20分

2次試験

30分程度

- コミュニケーション言語能力試験(対面:「基礎」のみ)

- 対話通訳試験(対面)

2次試験では外部との連絡を取り得る電子機器以外の辞書の持ち込みを認めている。また「基礎」では対話通訳の他に、コミュニケーション言語能力も評価する。

情報漏洩を防ぐために試験会場での外部と連絡を取り得る電子機器等の使用を禁止する他、2次試験では午前と午後で試験内容を変更している。

英語と中国語以外の言語にも試験を拡大していく予定であるが、その場合には英語と中国語とは異なる試験方法となる可能性もある。

7. 受験生への情報公開について

「医療通訳基礎/専門技能認定試験のご案内」を作成し、試験の「範囲およびその細目」を受験者に明示している。

試験結果に関しては「不合格者」にのみ点数を通知している。

8. 採点基準について

2次試験の採点においては録音録画を行い、外部の団体に採点を委託する。その際、予め作成しておいた採点基準に基づいて採点している。

9. 試験実施者と採点者について

試験実施者は日本医療教育財団が実施し、採点は外部の団体に委託している。採点結果は認定委員会で再度検証する。

10. 合格基準について

日本医療教育財団のこれまでの知見に基づき、1次試験、2次試験ともに、各科目の得点率70%以上を合格と定めている。

11. その他今後の認証試験について

今後は認証試験を合格した確かなスキルを身につけた医療通訳者に医療通訳の実務に携わって欲しい。

現存する複数の医療通訳関連試験が、その内容などの情報を共有することは難しいと考える。

b. 【聞き取り調査対象団体】

一般社団法人 通訳品質評議会

【試験名】 一般通訳検定: 上級(医療)

1. 試験の目的について(必要最低限もしくは高度な技能か)

「一般通訳検定」はコミュニティ通訳の育成と地位向上に寄与するための試験である。対象言語は英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ロシア語の6つ。試験は「上級」、「中級」、「初級」の3つからなり、受験者はそれぞれを選んで受験し、その試験結果に応じて1級~10級が判定される。上級(1級~3級)には「医療」と「司法」の2つの専門を用意しており、このうち「医療」は「上級」の中の1級(病院での診察・診断時の通訳)と2級(病院の入退院手続き・人間ドッグ等の手順説明の通訳)のみが該当する。

この「上級(医療)」の検定試験に合格したものが「医療分野もできる通訳者」として正当な報酬を受けられるように社会的に認知されることを目的とする。

2. 試験との利益相反について

利益相反なし。

ただし試験の結果が悪い分野に関しては「受験者の中でこの部分の理解が不足している傾向にある」という啓蒙活動は行う予定である。

3. 試験開発者について

「語学力」「医療知識」「異文化理解」の3つの分野において、それぞれの知見を有した専門家に試験内容を吟味してもらった上で、通訳試験の経験が豊富な通訳の専門家が実際に試験を作成する。医療の現場で通訳ができることを判定する試験であることを第一とし、「通訳の試験に医療者の視点を入れる」というイメージで試験を開発している。

4. 受験資格について(語学能力の基準)

下記1)~3)のいずれかの条件を満たすものとしている。

1) 一般通訳検定4級(中級)認定者

2) プロ通訳者として通訳に関する実務経験を3年以上有する者

- 該当する実務経験を有することを認める証明書(所定の事務付け意見証明書様式を提出)

3) 一般品質評議会が受験資格に値すると認める検定・資格を有するもの

- 海外の通訳コース MA 上の取得者
- 国内の専門スクールの上級修了者

該当する検定、講習を受講したとわかる証明書の提出が必要

語学能力の基準としては「医療通訳育成カリキュラム基準」にある基準では低すぎると考え

ているが、一般通訳検定の受験資格としては語学能力の基準を明記してはいない。その理由としては「受験資格と認定試験で語学能力を担保できるから」と「語学能力を証明する試験の受験を認定試験の受験資格とすることによって、海外などで実務に従事していたものが受験機会を失する可能性があるから」などが挙げられる。

また「医療通訳育成カリキュラム基準」に基づいたトレーニングを受講していないと合格できない内容となっているため、トレーニングの受講も前提とした設計となっている。

5. 試験内容について（「医療通訳育成カリキュラム基準」との関連）

「医療通訳育成カリキュラム基準」に基づいて試験内容を設定している。ただ「医療通訳育成カリキュラム基準」では逐次通訳の内容が足りないため、その部分は重点的に補填している。

6. 試験方法について

筆記試験と実技試験の2つ。筆記試験は大部屋での集団受験で選択問題。実技試験は大部屋で受験者が一定の間隔を空けてパソコンの前に座り、ヘッドセットをつけて聞こえてきた音声ガイダンスに沿って逐次通訳を録音していくという方法。辞書の持ち込みは認めているが、予め録音された音声を一時間内に逐次通訳して録音していくために、実際に辞書を使用するだけの時間的余裕はない。

上級（医療）の試験は通訳品質評議会内部のみで実施しており、一般受験は2019年度から実施する予定。

7. 受験生への情報公開について

試験の細目に関して、現時点では公開情報はない。試験の配点は公開予定であるが、採点基準や得点などは非公開の予定。

8. 採点基準について

2次試験の採点においては録音された音声を予め作成しておいた採点基準に基づいて採点している。点数に著しい高低が生じた場合には異なる採点者が再度採点する。

9. 試験実施者と採点者について

試験実施者と作成者には重複があるが、作成者と採点者は異なる。

10. 合格基準について

予め定めておいた合格基準に基づいて合格となる級を判定する。合格基準の細目は非公開とする。

11. その他今後の認証試験について

ISOのコミュニティ通訳の定義では「医療通訳者は医療者である前に通訳者である」となるため、この「一般通訳検定」の「上級（医療）」でも「医療通訳もできる通訳者」を認定することを目的としている。今後の医療通訳認証においても「医療者としての医療通訳者」ではなく、より中立なコミュニティ通訳者として認証していかないとISOの基準との齟齬が生じると考えられる。

また今後の医療通訳認証が医療通訳者の報酬や地位の向上に繋がるような形にしていくことを強く望む。

c. 【聞き取り調査対象団体】日本医療通訳協会

【試験名】医療通訳技能認定試験

1. 試験の目的について（必要最低限もしくは高度な技能か）

医療通訳技能の客観的指標としての認定試験である。

「1級」は医療全般で通訳できるレベル（重症の病気で通訳できるレベル）、「2級」は健康診断・検診などで通訳できるレベルとしている。

「医療通訳育成カリキュラム基準」に基づいて医療通訳者に必要な知識と技能を適正に評価し認定する試験としている。

現在は英語と中国語のみであるが、2018年秋から韓国語とベトナム語の試験も開始する。

2. 試験との利益相反について

利益相反なし。

本試験は東京通訳アカデミー（閉校）の医療通訳士コースの卒業試験（英語・中国語・ロシア語）として2009年に始まったが、2014年から一般社団法人日本医療通訳協会が実施団体となり、教育団体としての利益相反はなくなった。

3. 試験開発者について

医療通訳者と医療者（医師含む）から成る7名の試験作成委員会を結成し、「医療通訳育成カリキュラム基準」を参照して試験問題を作成している。

4. 受験資格について（語学能力の基準）

トレーニング受講の有無と語学能力を含めて受験資格は特に定めていない。その理由としては「認定試験でトレーニング内容の理解と語学能力を担保できるから」と「トレーニングを受けていない人や語学能力を証明する試験を受けていない医療通訳実務者の認定試験の受験が困難になるから」などが挙げられる。

5. 試験内容について（「医療通訳育成カリキュラム基準」との関連）

「医療通訳育成カリキュラム基準」に基づいて、試験作成委員会で試験の出題範囲を設定している。

1次試験では医学知識・医療制度そして医療通訳者の倫理に加え、語学力と医学知識を測定するために英訳と和訳の記述問題も出題している。

2次試験としては1次試験合格者を対象に実技のロールプレイング試験を実施している。ここでは通訳力に加え、医療知識・語学力・礼儀・態度・服装等も評価対象としている。

6. 試験方法について

1次試験：120分の筆記試験で10問の大問題で構成。

2次試験：15分の1次試験合格者を対象とした対話式の実技ロールプレイ。

7. 受験生への情報公開について

2次試験は1次試験合格者を対象に実技のロールプレイング試験を実施しているが、そのロールプレイの試験ではWebサイト上で試験のテーマを試験前に発表して受験者に通知している。試験結果に関しては点数の公開などは実施していない。

8. 採点基準について

筆記試験および実技試験共に採点基準を設定している。筆記試験での英訳、和訳は採点の信頼性を高めるために同一の採点者が実施している。2次試験の採点においては2人の試験官が試験会場にて採点するが、録音をしたものを他の採点者が再度採点する。

9. 試験実施者と採点者について

試験実施は日本医療通訳協会が行い、試験の作成は試験作成委員会が行う。採点は試験作成委員のメンバーの一部が行う。

10. 合格基準について

試験結果が80%以上で1級、65%以上で2級としている。

11. その他今後の認証試験について

今後の認証試験については下記の実施をしていく。

文部科学省の「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン」⁵を実施していく。

2019年度より協会の試験合格者については合格証のみ発行をしてIDカードについては新認証制度に基づき国際臨床医学会に発行をお願いする。（学会との調整が必要）
受験資格の目安をWebサイト上に公開する。2019年度を目標として2次試験の試験官部分の会話について音声録音を検討する。これにより試験官個人の言葉の速さ、音声の大小、アクセントの差をなくし、より公平感が保たれる。

D. 考察

日本において医療通訳認証試験を導入する際には、経験のある医療通訳者が数多く試験の開発に加わって試験の妥当性を高めることに加え、試験開発の専門家を招いて試験の信頼性を高めることが求められると考えられる。また認証試験の妥当性と信頼性の検証は、試験と利益相反のない第三者機関が実施することが望ましいとも考えられる。

この条件に今回の聞き取り調査で得られた日本での医療通訳資格試験の現状を加味し、実行可能性が高い医療通訳認証試験を実現するために「医療通訳認証試験の認定ガイドライン案」を下記に示す。

「医療通訳認証試験の認定ガイドライン案」

日本における「医療通訳認証試験」として下記の項目を全て満たしている試験を認定する。

1. 医療通訳認証試験の実施主体

- 組織としての理念・目的が明確であり、認証試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、組織的・継続的に認証試験を改善することが可能なこと
- 実施している認証試験と利益相反がないこと

2. 医療通訳認証試験の目的

- 医療通訳者として医療現場で機能するために、**医療通訳者としての役割**を正しく理解し、**医療通訳者に必要な知識、能力と技能、倫理**を有していることを証明するための認証試験であること
3. **医療通訳認証試験の内容**
- 「**医療通訳育成カリキュラム基準**」の以下の内容を試験対象としていること
 - 医療通訳理論
 - 倫理とコミュニケーション
 - 医療通訳に必要な知識
 - 通訳に必要な通訳技術
 - 通訳実技
4. **医療通訳認証試験の方法**
- 「**医療通訳育成カリキュラム基準**」の以下の内容を**筆記試験**で評価すること
 - 医療通訳理論
 - 倫理とコミュニケーション
 - 医療通訳に必要な知識
 - 「**医療通訳育成カリキュラム基準**」の以下の内容を**実技試験**で評価すること
 - 通訳に必要な通訳技術
 - 通訳実技
 - 多くの受験者が簡便かつ公平に受検できるような配慮が行われていること
5. **医療通訳認証試験の作成・判定**
- 「**医療通訳育成カリキュラム基準**」の以下の内容に関して十分な知識、技能と経験を有している者が試験問題の作成に従事すること
 - 医療通訳理論
 - 倫理とコミュニケーション
 - 医療通訳に必要な知識
 - 通訳に必要な通訳技術
 - 通訳実技
 - 筆記試験、実技試験共に採点・合否の基準が明確に定められていること
 - 試験結果から得られるデータに基づき、認証試験の問題や測定手段、採点・合否基準について検証し継続的な改善を図っていること
6. **医療通訳認証試験の受験条件**
- 20歳以上であること
 - 母語において、大学入学相当の語学力と高校卒業程度の知識があること
- 対象言語において下記の能力を有すること
 - 母語を話す人と緊張しないで、自然なやりとりができること
 - 健康についての抽象的あるいは具体的な話題について理解できること
 - 他人の意見や発言を理解して、それに応じて自分の意見を詳しく説明することができること
 - 対象言語において Common European Framework of Reference for Languages (CEFR): B2 以上を有していること
 - 母語で高等教育を受けていない場合は、母語もしくは母語に相当する言語において相当の語学力・知識があるかを試験等で確認していること
 - 母語、対象言語の国や地域における習慣、社会常識を理解していること
 - 文化や社会において異なる価値観を認めることができること
 - 医療通訳利用者に対して敬意を持ちコミュニケーションを図ることができること
7. **医療通訳認証試験の情報開示**
- 医療通訳認証試験の実施主体は、文部科学省の「**検定試験の評価等の在り方に関する調査研究協力者会議**」が作成した「**検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン**」に基づき、「**検定試験の自己評価シート**」を用いて個々の認証試験の目的や内容、規模等に応じた評価項目を設定すること
 - 医療通訳認証試験の実施主体は上記に設定した評価項目に基づき、**毎年度1回**は自己評価に取り組み、「**検定試験の自己評価シート**」は受験者や活用者がわかりやすい形で公表すること
8. **医療通訳認証試験の認証**
- 医療通訳認証試験の実施主体は「**検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン**」に基づき、上記7項目に関して国際臨床医学会の**医療通訳者認定委員会**による**第三者評価**を3年に1回は受けること

E. 結論

「医療通訳の認証制度の研究」と「医療通訳認定試験の研究」から日本において医療通訳認証試験を導入する際には、経験のある医療通訳者が数多く試験の開発に加わって試験の妥当性を高めることに加え、試験開発の専門家を招いて試験の信頼性を高め、また認証試験の妥当性と信頼性の検証は、試験と利益相反のない第三者機関が実施することが望ましいと考えられた。この条件を基に日本国内にて医療通訳資格試験を実施している3団体（日本医療教育財団、一般社団法人通訳品質評議会、日本医療通訳協会）から、それぞれの団体が実施している3つの試験（「医療通訳技能認定試験」、「一般通訳検定：上級（医療）」、「医療通訳技能認定試験」）に関して聞き取り調査を実施し、そこから得られた日本での医療通訳資格試験の現状を加味し、実行可能性が高い医療通訳認証試験を実現するために「医療通訳認証試験の認定ガイドライン案」を提案する。

引用文献

- 1) 医療通訳の認証制度の研究
<http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD02.do?resrchNum=201620052A>
- 2) 医療通訳認証試験の研究
<http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201721060A>
- 3) Institute for Credentialing Excellence. Self-assessment Checklist
<http://www.credentialingexcellence.org/p/cm/ld/fid=87>
- 4) 医療通訳カリキュラム基準
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000209866.pdf>
- 5) 検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/10/_icsFiles/afieldfile/2017/10/11/1396880_02.pdf

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし